

都道府県と市町村の役割

資料5・当日配付資料

【都道府県の主な役割】

- 財政運営の責任主体
 - ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定
 - ・財政安定化基金の設置及び運営を行う
- 国保運営方針の策定
 - ・安定的な財政運営
 - ・事務の効率化や標準化及び広域化の推進
- 市町村ごとの標準保険料率を算定し公表する
- 保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払う
- 市町村が行った保険給付の点検
- 市町村に対して必要な助言や支援を行う

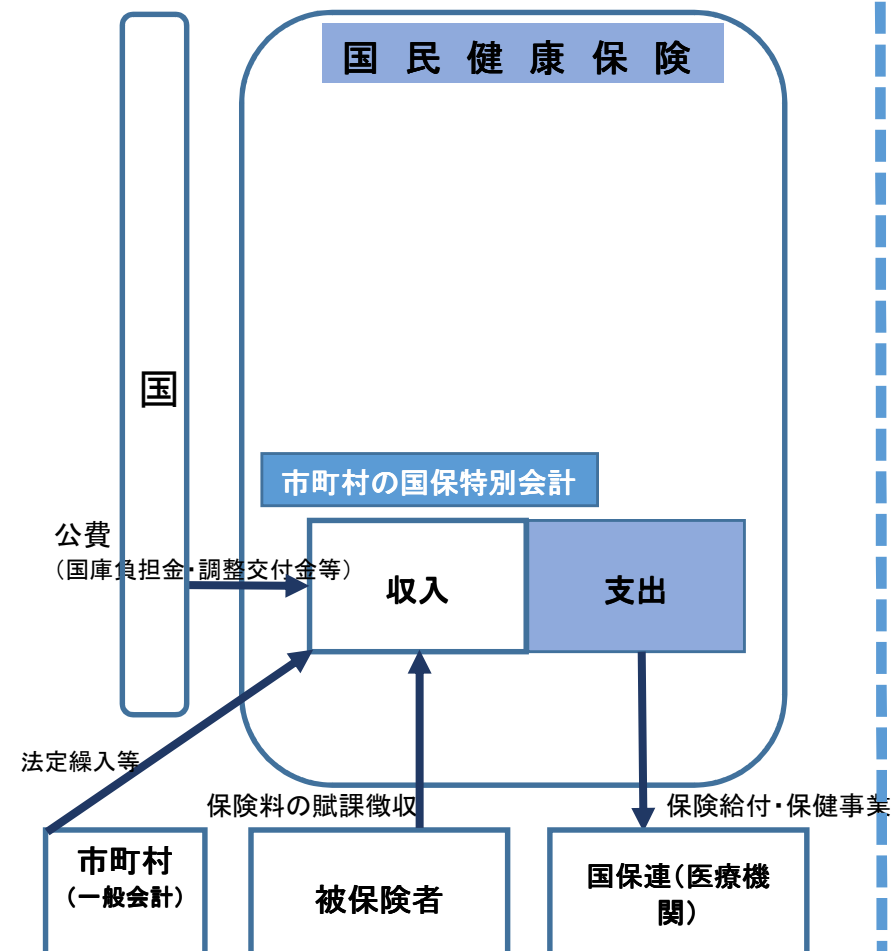
【市町村の主な役割】

- 被保険者の資格を管理する
 - ・被保険者の資格の取得及び喪失を管理
- 保険料(税)の賦課と徴収を行う
 - ・標準保険料率を参考に保険料率を決定する
- 保険給付を決定する
- 国保事業費納付金を都道府県に納付する
- 保健事業の実施
 - ・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施する(データヘルス等)

都道府県化後の国保財政の仕組み

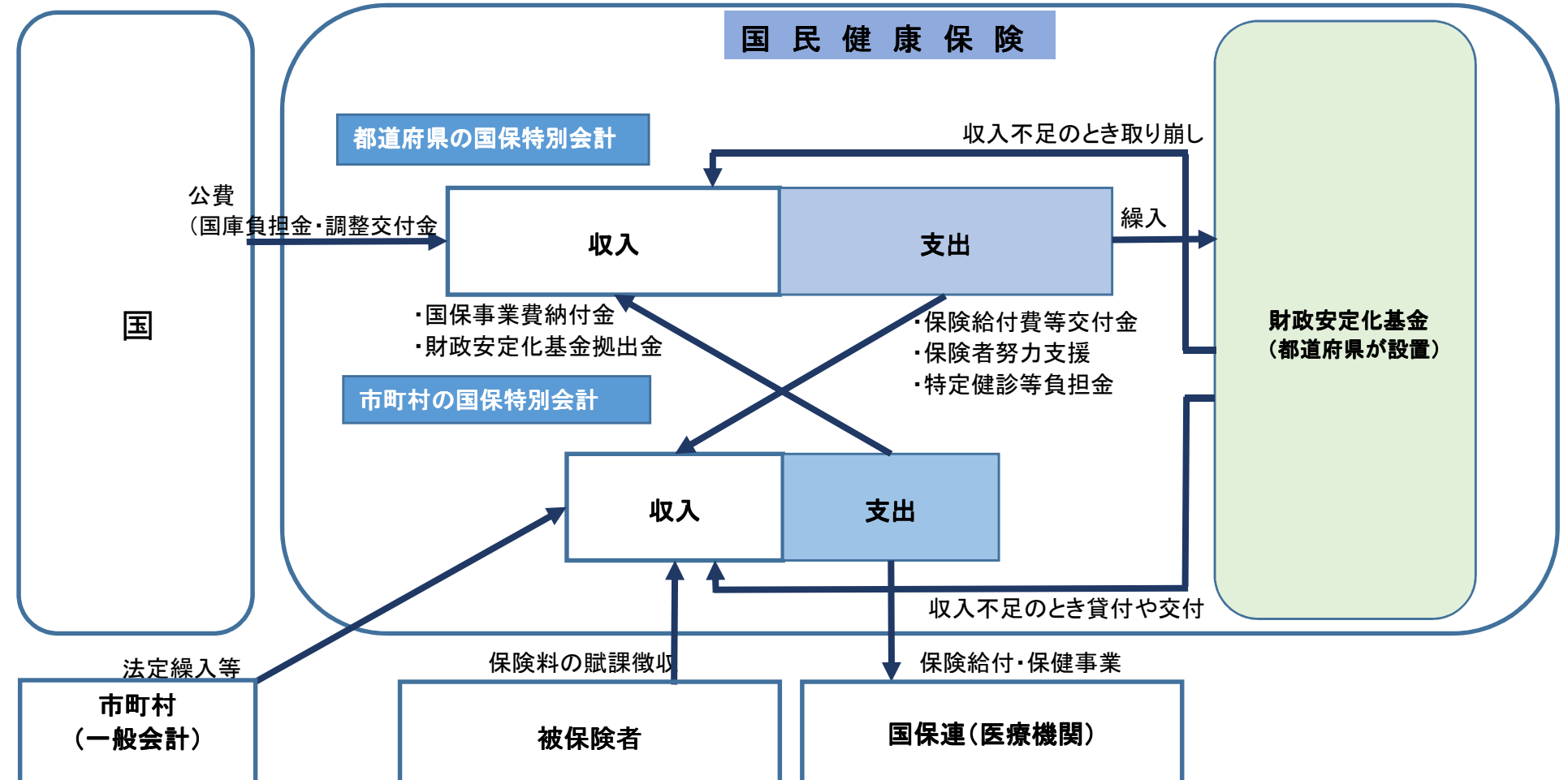
【現行】

市町村が個別に運営



【都道府県化後】

都道府県と市町村の共同運営



国民健康保険制度の改革による財政基盤の強化（公費拡充等）

- 毎年約3,400億円の財政支援の拡充等により財政基盤を強化
⇒ 被保険者の保険税負担の軽減やその伸びの抑制

※被保険者一人当たり約1万円の財政効果（厚労省試算）

※全国の国保保険者の法定外繰入金規模は約3,500億円



平成27年度から実施

- 保険者支援制度を拡充（約1,700億円の増）

・消費税引き上げに伴う増収分を活用し、低所得者の多い保険者への財政支援を強化する

※ 本市の影響額は、約7,000万円の増と試算

平成29年度から実施

- 更なる国費 1,700億円を投入

・被用者保険の後期高齢者支援金算定方法を段階的に見直し（加入者割 ⇒ 全面総報酬割に変更）

協会健保の負担減少により不要となる2,400億の国費のうち1,700億を国保の財政基盤強化へ活用

【主な内容】

- ① 「財政安定化基金」の創設（H27～H29年度で2,000億円積立） ⇒ 都道府県化後の財政リスクの分散・軽減

- ② 財政調整交付金の増額 ⇒ 自治体の責めによらない要因に対する財政支援の強化（H30年度から約700～800億円）
※ 精神患者や子どもの被保険者が多いことによる医療費の増、非自発的失業者が多いことによる国保税の減

- ③ 「保険者努力支援制度」の創設 ⇒ 医療費適性化に向けた取り組みに対する支援（H30年度年度から約700～800億円）
※ 特定健康診査受診率、ジェネリック医薬品使用割合、保険税収納率、糖尿病性腎症重症化予防の取り組み等を評価指標とする考えが示されている。